

幼稚園及び認定こども園における障害児支援の体制と個別の指導計画の作成実態(2): 担任教師を対象とした調査結果から

原田 晋吾¹⁾ 阿尾 有朋¹⁾

¹⁾ 東京家政学院大学

The survey of support system for children with disabilities and utilization for an individualized teaching plan in Kindergartens and Certified centers for early childhood education and care (2) :

Questionnaire survey to classroom teacher

Shingo HARADA¹⁾ Aritomo AO¹⁾

¹⁾ Tokyo kasei gakuin University

平成29年に告示された幼稚園教育要領では、障害のある幼児などへの指導に際して、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用するよう努めることが示された。幼稚園や認定こども園における個別の指導計画の作成の遅れが指摘されているなかで、本研究では、全国の幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園で、障害のある幼児の担任教師を対象に行った質問紙調査の結果から、個別の指導計画の作成と活用を促進する条件について検討した。作成や運用を促進するために、作成にかかる負担軽減、特別支援に関する知識を学ぶ機会の確保、幼児教育の内容に添った書式の利用、特別支援教育コーディネーターの養成、外部機関の活用、作成者の効力感につながる活用方法の検討などの観点から考察した。

キーワード：幼稚園、認定こども園、特別支援、個別の指導計画、調査研究

Keywords: Kindergartens, Certified centers for early childhood education and care, special needs education, individualized teaching plan, Questionnaire survey

1) 東京家政学院大学

〒194-0292 東京都町田市相原町2600番地

1) Tokyo Kasei Gakuin University.

2600 Aihara, Machida (194-0292)

注) 本研究は、令和元年度文部科学省委託研究事業「幼稚園等での個別の指導計画の実効性を高める条件に関する調査研究－幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼児理解の視点にして考える個別の指導計画の作成と運用－」で報告した結果の一部を使用した(実行委員：廣江 彰、新開よしみ、吉永早苗、中田 範子、丹羽さかの、柳瀬洋美、和田美香、阿尾有朋、原田晋吾 / 以上、東京家政学院大学、田尻さやか / 前東京家政学院大学、現新渡戸文化短期大学)

1. 問題と目的

2009年に全国806市区の幼稚園を対象に行われた調査において、「特別な支援を要すると思われる」「発達が気になる」幼児が在籍している幼稚園の割合は、全体の8割以上にのぼることが報告された¹⁾。また、ベネッセ教育総合研究所(2012)の報告によると、国公立幼稚園では86.0%、私立幼稚園では71.1%の割合で障害のある幼児が在籍しており、他の保育施設と比較すると、経年の増加率は幼稚園で最も高いことが明らかになった²⁾。そして、それらの子どもを支援するための園内体制として、全体の約半数の園では行政の補助金を利用していわゆる加配職員を配置しているが、私立幼稚園においては、クラス担任をもたないフリーの保育者や園長、主任が対応している割合が高いことが示された。この結果から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもが在籍する幼稚園においては、担任を中心としながら複数の保育者によって子どもの支援を行っている現状が読み取れる。それらの子どもに対する支援は、園の重点課題として挙げられ、研修の充実を求め声も多い。

幼稚園教育要領³⁾では、障害のある幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、指導目標や指導内容・方法、配慮事項等を示した個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする⁴⁾が定められている。個別の指導計画とは、「幼児児童生徒一人一人の障害の状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法、配慮事項等を示した計画」を指す。吉川(2016)は、個別の指導計画を作成することの意義として、障害幼児の実態把握、目標、指導方法、評価を言語化、明確化し、対象となる幼児に関する教師間の共通理解を促す効果があると述べている⁴⁾。また、実際に個別の指導計画を作成し運用している幼稚園教諭や保育士を対象に、フォーカスグループインタビュー(FGI)を実施した結果、個別の指導

計画を作成する意義として、障害のある子どもに関する理解を促進することや、保育者間での情報共有、共通理解を図るために重要なツールであることが挙げられた⁵⁾。

しかし、2016年に文部科学省が実施した全国調査⁶⁾によると、全国の国公私立幼稚園のうち個別の指導計画を作成している園は、全体の46.8%であった。小中学校と比べると作成率はかなり低く、幼稚園では個別の指導計画の作成・運用が遅れていることを指摘できる。多くの地方公共団体は、障害幼児に適用できる書式や作成手順を規定しておらず、指針をもたないまま計画書を作成しなくてはならないことが遅れの原因として指摘されている^{4) 7)}。また、個別の指導計画を作成する過程で、幼稚園教諭が「各幼児に的確な発達課題及び目標や支援案を引き出す作業」に困難を示すことも、遅れの原因の一つとして報告されている⁸⁾。これらの問題は、特別支援学校等における運用を想定して導入された個別の指導計画を、教育内容が異なる幼児教育の現場にそのまま持ち込んだことと無関係ではないように思われる。実際、幼児教育の営みは、学齢期以降に実行される教科ベースの指導とは異なり⁷⁾、障害のある子どもと障害のない子どもが集団の中でともに生活することが前提となっているため、幼稚園で行う「個に応じた適切な支援」は、他の子どもたちと一緒に活動するなかで出来る配慮を考えることになっている。以上の実情を踏まえ、幼稚園における個別の指導計画については、幼児教育の内容や形態に沿った書式の作成と活用方法を検討すべきである。そこで本研究では、幼稚園および認定こども園(幼稚園型・幼保連携型)における個別の指導計画の作成と活用状況についてその実態を明らかにし、個別の指導計画の作成と活用を促進するための条件について考察することを目的とする。

2. 方法

全国の各自治体が公開している幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のリストをもとにランダムに抽出した1,550園に対して、

障害のある幼児の担任である教諭（以下、担任教師とする）を対象として調査票を郵送した。調査票にはQRコードを掲載し、インターネット経由（Google®）による回答も可とした。

調査内容は、回答者の属性に関する項目、すなわち在籍園の設置主体および類型、担当する学級の幼児数、教職経験年数、特別支援学校教員免許状の取得状況、過去1年間で障害のある幼児に関する研修に参加した回数と、個別の指導計画に関する項目で構成した。個別の指導計画に関する項目は、①個別の指導計画の作成の有無、②個別の指導計画の様式の有無、③作成時の相談相手、④他機関や専門家からの助言の有無、⑤作成後に共有した相手、⑥作成後の修正や書き足しの頻度とした。さらに、全ての園を対象に、⑦個別の指導計画に対する印象について回答を得た。

調査期間は令和2年1月～2月であり、376の園から回答を得た（回収率24.3%）。未回答項目が含まれる調査票に関しても、各項目内での回答に欠損がない限りにおいて集計対象とした。なお、本調査は、東京家政学院大学倫理審査委員会の審査を受けて実施した。

3. 結果

3.1. 回答者の属性

質問に対する回答が得られた376園のうち、未記入の回答を除く363園の設置主体および類型の内訳は表1の通りである。回答者（担任教師）が担当する学級の幼児数の内訳を表2に、教職経験年数の内訳を図1に、特別支援学校教員免許状の取得率を表3に示した。表2～3および図1～2は、園の設置主体別に結果を示した。

学級の幼児数（表2）について、設置主体による独立性の検定を行うために、 χ^2 検定を行ったところ、人数に有意な偏りが検出された（ $\chi^2=38.927, df=6, p < .01$ ）。さらに残差分析の結果、幼児数10人未満の学級を担当している回答者数は、公立園で有意に高く、私立園で有意に低かった。また、30人以上の規模の学級を担当している回答者数は、私立園で有意に高く、公立園で有意に低かった。

表1 回答者が在籍する園の内訳 (n=363)

	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定子ども園	計
国立	19	0	0	19
公立	125	69	15	209
私立	83	37	15	135
計	227	106	30	363

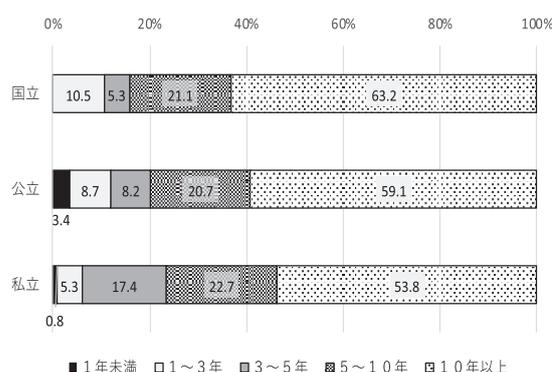


図1 回答者の教職経験年数の割合

回答者の教職経験年数は、すべての設置主体において10年以上の教師が半数以上を占めており、次いで5～10年の教師が多かった（図1）。

回答者の特別支援学校教員免許状取得の有無について、国立園の取得率は10.5%、公立園は6.7%、私立園は2.3%であった（図2）。設置主体による独立性の検定を行うために、 χ^2 検定を行ったところ、設置主体による有意差は認められなかった（ $\chi^2=4.217, df=2, p = 0.121$ ）（表3）。

障害のある幼児に関する研修への参加回数について、設置主体による独立性の検定を行うために、 χ^2 検定を行ったところ、人数に有意な偏りが検出された（ $\chi^2=18.042, df=6, p < .01$ ）。さらに残差分析の結果、過去1年間に4回以上の研修を受講した回答者数は、公立園で有意に高かった。また、過去1年間に研修を一度も受けていない、または受講回数が1回のみであった回答者数は、私立園で有意に高く、公立園で有意に低かった（表4）。

3.2. 個別の指導計画に関する項目の結果

3.2.1 個別の指導計画の作成状況について

障害のある幼児に対する個別の指導計画の作成状況について、設置主体別に比較した結果を図3

表2 回答者が担当する学級の幼児数

	10人未満	残差	11~19人	残差	20~29人	残差	30人以上	残差	計	X ² 値	p値
	人 (%)		人 (%)		人 (%)		人 (%)		人 (%)		
国立	0 (0.0)		3 (2.3)		12 (7.8)		3 (7.0)		18 (0.06)	38.927	<.001
公立	29 (90.6)	3.9**	88 (66.7)		80 (52.3)		12 (27.9)	-4.3**	168 (58.3)		
私立	3 (9.4)	-3.3**	41 (31.0)		61 (39.9)		28 (65.1)	4.1**	102 (44.7)		
計	32 (100.0)		132 (100.0)		153 (100.0)		43 (100.0)		288 (100.0)		

*<.05 **<.01

表3 回答者の特別支援学校教員免許状の取得率 (設置主体別比較)

	有	残差	無	残差	計	X ² 値	p値
	人 (%)		人 (%)		人 (%)		
国立	0 (0.0)		17 (5.0)		19 (5.3)	4.21743	0.12139
公立	29 (90.6)		195 (57.4)		209 (58.2)		
私立	3 (9.4)		128 (37.6)		131 (36.5)		
計	19 (100.0)		340 (100.0)		359 (100.0)		

表4 障害のある幼児に関する研修への参加回数 (過去1年間)

	0回	残差	1回	残差	2~3回	残差	4回以上	残差	計	X ² 値	p値
	人 (%)		人 (%)		人 (%)		人 (%)		人 (%)		
国立	2 (4.8)		7 (8.2)		5 (3.3)		2 (4.5)		16 (4.9)	18.042	<.01
公立	19 (45.2)	-2.1*	40 (47.1)	-2.9**	104 (67.5)	2.6**	33 (73.3)		196 (60.1)		
私立	21 (50.0)	2.1*	38 (44.7)	2.2*	45 (29.2)	-2.1*	10 (22.2)		114 (35.0)		
計	42 (100.0)		85 (100.0)		154 (100.0)		45 (100.0)		326 (100.0)		

*<.05 **<.01

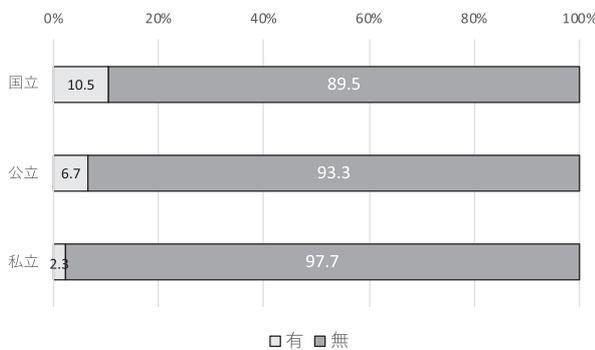


図2 回答者の特別支援学校教員免許状の取得率

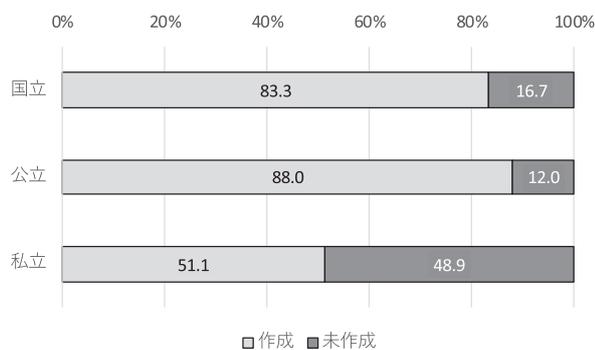


図3 障害のある幼児に対する個別の指導計画の作成率

および表5に示した。設置主体別にみると、国立園は83.3%、公立園は88.0%、私立園は51.1%であった(図3)。個別の指導計画作成の有無について設置主体間で有意な差が認められ、個別の指導計画を作成していると答えた回答者数は、公立園で有意に高く、私立園で有意に低かった($\chi^2=58.625, df=2, p<.01$) (表5)。

3.2.2 個別の指導計画の様式の有無について

個別の指導計画を「作成している」と答えた回答者を対象に、在籍する園で個別の指導計画の様式が定められているかについて質問した。設置主体別の結果を図4および表6に示した。個別の指導計画の様式を定めている国立園は93.3%、公立園は95.4%、私立園は88.5%であった。園内で個別の指導計画の様式を定めているか否かについて、設置主体間に有意な差は認められなかった($\chi^2=3.522, df=2, p=0.172$) (表6)。

表5 障害のある幼児に対する個別の指導計画の作成状況

	作成	残差	未作成	残差	計	X2値	p値
	人 (%)		人 (%)		人 (%)		
国立	15 (5.6)		3 (3.2)		19 (5.3)	58.652	<.01
公立	184 (68.9)	7.1**	25 (26.9)	-7.1**	209 (58.2)		
私立	68 (25.5)	-7.6**	65 (69.9)	7.6**	131 (36.5)		
計	267 (100.0)		93 (100.0)		359 (100.0)		

*<.05 **<.01

表6 個別の指導計画の様式の策定状況

	定めら	残差	定められ	残差	計	X2値	p値
	れている		ていない		人 (%)		
国立	14 (6.0)		1 (6.3)		15 (6.0)	3.522	0.1719
公立	165 (70.8)		8 (50.0)		173 (69.5)		
私立	54 (23.2)		7 (43.7)		61 (24.5)		
計	233 (100.0)		16 (100.0)		249 (100.0)		

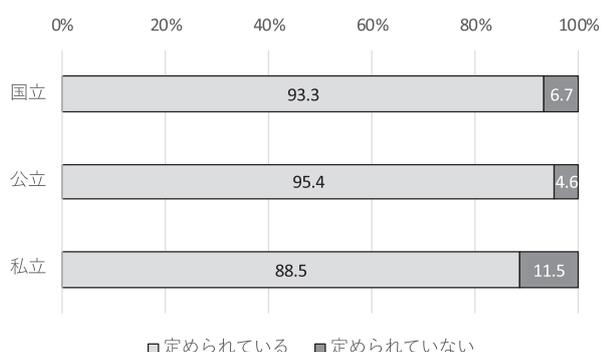


図4 個別の指導計画の様式が定められている割合

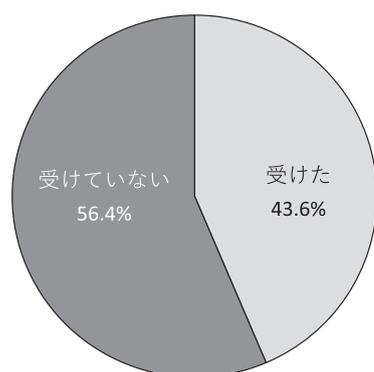


図5 個別の指導計画作成において他機関や専門家に助言を受けた割合 (n=273)

3.2.3 個別の指導計画作成時の相談相手および他機関や専門家からの助言

個別の指導計画を「作成している」と答えた回答者に対して、作成時に相談した相手について尋ね

た。この質問項目では、回答者に対し、選択肢のなかから該当するすべての相談相手にチェックすることを求めた。その結果、相談相手として最も多かったのは管理職 (全体の 76.8%) であり、次いで多かったのは特別支援教育コーディネーター (46.4%) であった。また、巡回相談専門員に相談した割合は 18.2% であった (表7)。個別の指導計画を作成する過程で、他機関や専門家から助言を受けたと回答したものは全体の 43.6% であった (図5)。

3.2.4 個別の指導計画作成後に共有した相手

個別の指導計画を「作成している」と答えた回答者に対して、作成後に計画を共有した相手について尋ねた。この質問項目では、回答者に対し、選択肢のなかから該当するすべての対象にチェックすることを求めた。その結果、作成後に共有した対象として、管理職が最も高い割合を示し (全体の 85.7%)、次いで特別支援教育コーディネーターが高かった (44.6%)。一方で、学年主任 (16.1%) や、保護者 (18.6%) と共有している割合は低かった (表8)。

3.2.5 個別の指導計画作成後の書き足しや修正の頻度

個別の指導計画を「作成している」と答えた回

表7 個別の指導計画作成時の相談相手* (n=280)

作成時に相談した相手	人	%
管理職	215	76.8
特別支援教育コーディネーター**	130	46.4
副担任**	53	18.9
学年主任	32	11.4
前年度の担任**	72	25.7
非正規雇用の職員(加配職員)	73	26.1
巡回相談専門員	51	18.2
その他	40	14.3
誰にも相談していない	6	2.5

* 複数回答を認めた
** 該当職員がない場合も含めた結果

表8 個別の指導計画作成後に共有した相手*(n=280)

作成後に共有した相手	人	%
管理職	215	76.8
特別支援教育コーディネーター**	130	46.4
副担任**	53	18.9
学年主任	32	11.4
前年度の担任**	72	25.7
非正規雇用の職員(加配職員)	73	26.1
保護者	51	18.2
その他	6	2.5

* 複数回答を認めた
** 該当職員がない場合も含めた結果

答者に対して、作成後に計画の書き足しや修正を行う頻度を尋ねた。その結果、「学期に1回程度」と回答した園が最も多く(62.3%)、次いで多かったのは、「月に1回程度」(19.2%)であった(図6)。

3.2.6 個別の指導計画に対する印象

個別の指導計画を作成している回答者を「作成群」、作成していない回答者を「未作成群」に分類し、個別の指導計画に対する印象について質問した。質問項目は、「a. 障害のある幼児と関わる上で必要だ」「b. 作成するためには専門的な知識を有する」「c. どのように記載すればよいか分からない」「d. 作成後の使用方法が分からない」「e. 作成には多くの時間が必要だ」の5項目とし、4件法で回答を得た。両群の回答結果の割合を図7に示した。また、各項目の回答結果について、群間の独立性の検定を行うために、 χ^2 検定および残差分析を行った(表9)。

「a. 障害のある幼児と関わる上で必要だ」につい

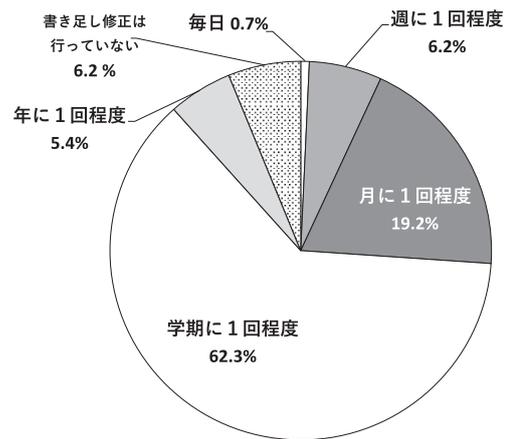


図6 個別の指導計画作成後の書き足しや修正の頻度 (n=280)

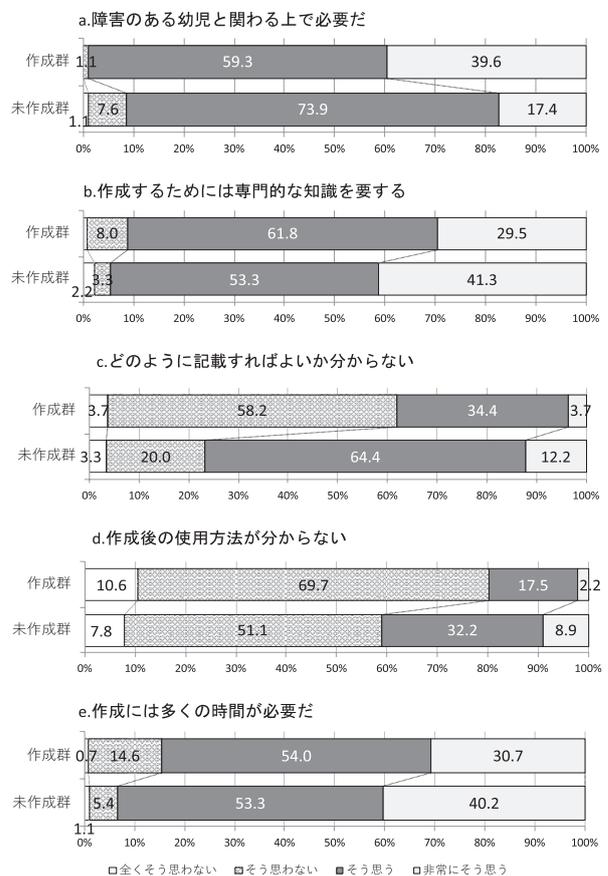


図7 個別の指導計画に対する印象

て、作成群で肯定的な回答の割合が高く、未作成群との間に有意差が認められた ($\chi^2=26.094, df=3, p<.01$)。「b. 作成するためには専門的な知識を有する」について、「非常にそう思う」と回答した者の割合は未作成群で高く、作成群との間に5%水準で有意差が認められた ($\chi^2=7.427, df=3, p=0.028$)。

表9 個別の指導計画に対する印象

a. 障害のある幼児と関わる上で必要だ

	全くそう 思わない	残差	そう思わない	残差	そう思う	残差	非常に そう思う	残差	計		
	人 (%)		人 (%)		人 (%)		人 (%)		X2値	p値	
作成群	0 (0.0)		3 (30.0)	-3.3**	163 (70.6)	-2.5*	109 (87.2)	3.9**	275 (74.9)	26.094	<.01
未作成群	1 (100.0)		7 (70.0)	3.3**	68 (29.4)	2.5*	16 (12.8)	-3.9**	92 (25.1)		
計	1 (100.0)		10 (100.0)		231 (100.0)		125 (100.0)		367 (100.0)		

b. 作成するためには専門的な知識を有する

	全くそう 思わない	残差	そう思わない	残差	そう思う	残差	非常に そう思う	残差	計		
	人 (%)		人 (%)		人 (%)		人 (%)		X2値	p値	
作成群	2 (50.0)		22 (88.0)		170 (77.6)		81 (68.1)	-2.1*	275 (74.9)	7.427	0.028
未作成群	2 (50.0)		3 (12.0)		49 (22.4)		38 (31.9)	2.1*	92 (25.1)		
計	4 (100.0)		25 (100.0)		219 (100.0)		119 (100.0)		367 (100.0)		

c. どのように記載すればよいか分からない

	全くそう 思わない	残差	そう思わない	残差	そう思う	残差	非常に そう思う	残差	計		
	人 (%)		人 (%)		人 (%)		人 (%)		X2値	p値	
作成群	10 (76.9)		159 (89.8)	6.3**	94 (61.8)	-5.0**	10 (47.6)	-3.0**	273 (75.2)	43.450	<.01
未作成群	3 (23.1)		18 (10.2)	-6.3**	58 (38.2)	5.0**	11 (52.4)	3.0**	90 (24.8)		
計	13 (100.0)		177 (100.0)		152 (100.0)		21 (100.0)		363 (100.0)		

d. 作成後の使用方法が分からない

	全くそう 思わない	残差	そう思わない	残差	そう思う	残差	非常に そう思う	残差	計		
	人 (%)		人 (%)		人 (%)		人 (%)		X2値	p値	
作成群	29 (80.6)		191 (80.6)	3.2**	48 (62.3)	-3.0**	6 (42.9)	-2.9**	274 (75.3)	18.966	<.01
未作成群	7 (19.4)		46 (19.4)	-3.2**	29 (37.7)	3.0**	8 (57.1)	2.9**	90 (24.7)		
計	36 (100.0)		237 (100.0)		77 (100.0)		14 (100.0)		364 (100.0)		

e. 作成には多くの時間が必要だ

	全くそう 思わない	残差	そう思わない	残差	そう思う	残差	非常に そう思う	残差	計		
	人 (%)		人 (%)		人 (%)		人 (%)		X2値	p値	
作成群	2 (66.7)		40 (88.9)	2.3*	148 (75.1)		84 (69.4)		274 (74.9)	6.722	0.035
未作成群	1 (33.3)		5 (11.1)	-2.3*	49 (24.9)		37 (30.6)		92 (25.1)		
計	3 (100.0)		45 (100.0)		197 (100.0)		121 (100.0)		366 (100.0)		

*<.05 **<.01

「c. どのように記載すればよいか分からない」「d. 作成後の使用方法が分からない」について、作成群では否定的な回答の割合が高く、「そう思う」「非常にそう思う」の回答は未作成群で有意に高かった(質問c: $\chi^2=43.450, df=3, p<.01$ 、質問d: $\chi^2=18.966, df=3, p<.01$)。「e. 作成には多くの時間が必要だ」について、両群ともに8割以上の回答者から「そう思う」「非常にそう思う」といった回答がなされたが、「そう思わない」の回答数は作成群で有意に低い結果を得た($\chi^2=6.722, df=3, p=0.035$)。

4. 考察

幼稚園や認定こども園、小中学校では、障害のある幼児児童生徒に対して個別の指導計画を作成

し、指導にあたることが求められている。そのなかで、幼稚園や認定こども園においては、その作成率が相対的に低い水準であることが指摘されている。本節では、担任教師を対象に行った質問紙調査の結果から、幼稚園や認定こども園で個別の指導計画の作成と活用を促進する条件について考察する。

本調査の結果によると、個別の指導計画の作成率は、国立園が83.3%、公立園が88.0%、私立園は51.1%であった。私立園における作成率が低いことを指摘できる。そして、「回答者が担当する学級の幼児数」、および「過去1年間において障害のある幼児に関する研修への参加回数」の2項目において、国公立園と私立園の間に有意な差が認め

られた。すなわち、私立園においては、幼児数の多い学級のなかで障害幼児を担当しているケースが多いことと、障害のある幼児に関する研修に参加する機会が少ないことがわかった。私立園にみられるこれらの状況と個別の指導計画の作成率の低さとの間に因果関係があるかという点について、本研究の結果から論じることは難しい。しかし、先行研究では、「個別の指導計画を作成しない理由」として、「作成できる専門知識のある人がいない」、「作成する時間がない」ことが上位に挙がっているように⁹⁾、担任教師の日々の業務量の多さや、個別の指導計画を作成するうえで必要な特別支援に関する基礎的な知識を学ぶ機会を得にくいことは、個別の指導計画の作成や運用を妨げる要因の一つとなっている可能性を指摘できる。担任教師をサポートするための園内体制の構築に加え、自治体や関係機関が開催する外部研修への参加推進が、幼稚園や認定こども園で個別の指導計画の作成と活用の促進につながる条件のひとつになると考えられる。

個別の指導計画を作成している園の約9割では、園内で定められた書式を用いていることが本調査で明らかになった。しかし、既に作成し運用している担任教師のなかで「どのように記載すればよいかわからない」と回答した者が38.1%存在した。さらに「作成するためには専門的な知識を要する」と回答した担任教師は90.0%以上を占めていた。この結果から、担任教師の多くは記載の仕方がわからない、あるいは作成のための専門的知識がないことが示唆される。このような状況を改善し、担任教師が通常の業務の一環として個別の指導計画の作成や運用に携わるためには、特別支援学校等における運用から始まった我が国の「個別の指導計画」を、幼児教育の形態や内容に沿った形の書式へと発展させ、担任教師が自身のことばで書き綴れるようにしていくことが重要だろう。また、「作成には多くの時間が必要だ」という印象をもつ担任教師は、全体の84.7%であった。他の業務を抱えるなかで、個別の指導計画を短時間で効率よく作成できるようにすることが、作成や運用を促

進する条件となるだろう。この点に関しては、個別の指導計画の書式の簡素化に加え、作成者が時間をかけずに書き足しや修正のできる工夫（たとえば、ICTやクラウドを活用した作成・共有システムの導入など）に関する効果検証が今後求められる。なお、ここで取り上げた個別の指導計画に対する印象は、既に作成し運用している担任教師（作成群）と未作成園の担任教師（未作成群）の間に有意な差が認められた。たとえば、「どのように記載すればよいかわからない」という項目において、「そう思う」「非常にそう思う」と回答した担任教師は、未作成群の方が多という結果を得た。作成する前後で個別の指導計画に対する印象が変化すること、すなわち、実際に作成してみることで、担任教師がそれまで持っていたネガティブな印象が変化する可能性を指摘できる。

最後に、個別の指導計画の作成過程と作成後の運用に関する現状から、作成や運用促進の条件について検討する。個別の指導計画を作成する際の相談相手として管理職を挙げた担任教師は多かったが、一方で、特別支援教育コーディネーターに相談している担任教師は全体の半数以下であり、巡回支援専門員への相談も低い割合であった。巡回支援専門員の整備が進み、障害に関する専門家から助言を受けて日々の指導に生かす仕組みが整いつつあるが、それを個別の指導計画に反映し、当該幼児に関わる教職員間で共有することは少ないことが指摘できる。個別の指導計画の作成を進めるうえで、特別支援教育コーディネーターの養成、巡回支援専門員の活用を推進する必要がある。地域の特別支援学校は、特別支援教育のセンター的機能を有しており、幼稚園や認定こども園からの要請に応じて助言を行うことができる。特別支援学校では、在籍児童生徒に個別の指導計画を作成することが義務付けられており、学習指導要領解説（自立活動編）¹⁰⁾には、計画作成の手順について具体的に示されている。そのため、特別支援学校へ支援を要請することにより、幼稚園や認定こども園は、個別の指導計画の作成や運用に関する直接的な助言を得ることができるだろう。

個別の指導計画の運用状況について、作成後に学年主任や非正規雇用職員（加配職員）と共有すると回答した担任教師は4割以下であった。学年主任や非正規雇用職員（加配職員）は、担任教師とともに当該幼児の指導・支援を行う機会が多いと考えられる。個別の指導計画の重要な機能の1つとして、障害幼児の指導目標や支援方法を教職員間で共有することがあげられるが、それを実現できていない現状がうかがえる。そうした場合に、個別の指導計画の運用促進の観点から問題になるのが、作成後に教師が抱く効力感⁴⁾である。時間と労力をかけて作成した個別の指導計画が作成後に活用されるものにならなければ、個別の指導計画は形骸化し、作成者は効力感を得られない。作成者は、自身が作成した個別の指導計画が活用されることで効力感を得るだろう。作成後の活用方法として、当該幼児の関係者間で共有されること、非正規雇用を含む教職員で共有し日々の指導やケース会議等で活用されること、当該幼児の保護者との個人面談時に活用されること、保護者同意のもとで巡回相談専門員や進学先の小学校への就学支援資料として活用されることなどが考えられる。また、個別の教育支援計画など当該幼児に関する他の資料と紐付けることによって参照される機会を増やすことも、作成者の効力感へとつながるだろう。各園では、作成までを支援するのみでなく、作成後の運用方法についても統一したシステムを構築していくことが求められる。

以上、個別の指導計画の作成や運用を促すための条件として、私立園を中心とした担任教師の支援体制の構築、研修制度の確立、幼児教育で用いやすい書式の検討、作成にかかる時間の削減、作成を支援する特別支援教育コーディネーターの養成、巡回支援専門員や外部機関の活用、作成者の効力感につながる活用のあり方について検討した。今後の課題として、本研究の成果から導き出される具体的な方法の効果に関する実証研究が求められる。

参考・引用文献

- 1) 佐久間庸子・田部絢子、高橋智 (2011)：幼稚園における特別支援教育の現状—全国公立幼稚園調査からみた特別な配慮を要する幼児の実態と支援の課題。東京学芸大学紀要，総合教育科学系，62 (2)：153-173.
- 2) ベネッセ教育総合研究所 (2012)：幼児教育・保育についての基本調査報告書。第2章，第7節「特別支援」，61-62.
- 3) 文部科学省 (2018)：幼稚園教育要領。
https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_2.pdf (閲覧：2020年9月30日)
- 4) 吉川和幸 (2016)：幼稚園における障害幼児の「個別の指導計画」に関する一考察。北海道大学大学院教育学研究院紀要 (127)：27-39.
- 5) 吉川和幸・川田学・及川智博 (2019)：障害のある子どもの「個別の指導計画」に関する保育者を対象としたフォーカス・グループ・インタビュー。子ども発達臨床研究 (13)：23-33.
- 6) 文部科学省 (2016) 学校教員統計調査。
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400003&tstat=000001016172> (閲覧：2020年9月30日)
- 7) 水内豊和 (2008)：幼稚園における特別支援教育の体制づくりに関する実践研究。富山大学人間発達科学部紀要，第3巻第1号：93-102.
- 8) 金珍熙・園山繁樹 (2008)：公立幼稚園における個別の指導計画に関する実態調査—「障害のある幼児の受け入れや指導に関する調査研究」指定地域の協力園への質問し調査—。障害科学研究，32：139-149.
- 9) 原野明子・朴香花・佐藤拓・鶴巻正子 (2009)：福島県内の幼稚園における個別の指導計画作成の現状。福島大学総合教育研究センター紀要 (7)：93-101.
- 10) 文部科学省 (2018)：特別支援学校教育要領・学習指導要領自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部)。
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/04/1399950_5.pdf (閲覧：

2020年9月30日)

(令和2年10月15日受付)

(令和2年11月12日受理)